

Consultant of Infant Sleep Association (CISA) 運営規約

第1条（名称）

本会の名称をConsultant of Infant Sleep Association（略称”CISA”）とする。

第2条（会の目的・活動内容）

CISAの運営目的及び活動内容は以下のとおりとする。

- (1)小児スリープコンサルタントの交流
- (2)小児睡眠に関連する情報交換・意見交換
- (3)小児スリープコンサルタントの資格取得コースの発展に向けた意見交換

第3条（事務局所在地）

本会の事務局を以下に置く。

アメリカ合衆国カリフォルニア州パロアルト ハイストリート660

第4条（会員）

本会の会員は、以下の通り構成されるものとする。

- (1)会長が運営する小児スリープコンサルタント資格取得コースを受講中若しくは受講完了済みの者。
- (2)その他会長が会員として認めた者。



第5条（役員）

(1)本会に以下の役員を置く。

会長 1名

顧問 2名

(2)会長はMoon Creative Lab Inc.とする。

(3)顧問の任命・解任は会長が行うものとする。

(4)会長・顧問の任期は特に定めない。

第6条（職務）

(1)会長は本会を代表し、円滑な運営に努める。

(2)顧問は会長を補佐する。

第7条（運営）

本会の運営上必要な事項(役員を選任に関する事項、会則に関する事項を含む)

は、会長が決定するものとする。但し、会長が会員で構成される運営会議による決定が適当と認めた事項については、運営会議の出席者の過半数の同意をもって決定する。

第8条（規約改正）

この規約は、会長が変更案を会員に通知（HP上への掲載を含む）することによって改正することができる。

以上

